

公 平 ー 8 5  
平成29年3月15日

請求者  
三 井 環 殿

人事院公平委員長



審理の終了等について（通知）

平成14年第44号  
大阪高等検察庁〔懲戒免職処分〕事案  
請求者 三 井 環  
処分者 法 務 大 臣

上記事案の審理を平成29年4月17日（月）をもって終了しますので、人事院規則13-1（人事院規則13-1-4による改正前のもの。以下同じ。）第43条の規定に基づく最終陳述をしておきたいことがある場合は、同日までに、最終陳述書（正副各1通、写し3通）を当公平委員会に提出してください。

なお、同日までに提出されない場合は、最終陳述をする機会を放棄したものとして取り扱います。

また、請求者から平成29年1月7日付けで申立てのあった証拠調べ（証人尋問申請）については、人事院規則13-1第49条の規定に基づき却下します。

以 上